

令和4年7月

工事書類の改正の主な内容について

【改正の目的】

- 1 押印省略に伴う様式の変更
- 2 効率化のため、重複書類様式の統廃合

工事書類については、公共工事として仕様書に定められた品質を確認するため各種提出書類(様式)を定め、「書類作成の手引き」により参画し易い環境を目指してきました。

令和4年度より全庁的に押印省略の方向であることから、工事書類の見直しに着手しました。更に、関係団体から合理化要望があったことから、複数の書類を集約した見直しを行いました。

【主な改正内容】

- 1 押印省略に伴う様式の変更

従来の方法	見直し後
社印、代表者印 (契約検査課に提出する書類)	押印に変え、届出責任者と担当者が明記されていれば不要。
現場代理人の押印	現場代理人から提出されたものと監督職員が認識できれば押印不要。

- 2 重複書類の統廃合

従来様式	新様式
37種類	21種類
【統廃合具体例】 機材検収報告書	現場立会、工事写真で明確に識別できる場合は提出不要。
建設業退職金共済制度の報告	証紙は社内保有分があれば新規購入不要とし、適正交付を確認する目的に改正。
照査報告書	契約書第18条に基づく照査報告書の項目がなかったので、工事書類一覧に追加。

※上記に合わせた「書類作成の手引き」も改正しておりますので、大津市ホームページより確認をお願いします。

【問い合わせ先】
大津市建設部建築課
設備室電気グループ
担当:清水
TEL:077-528-2788
Mail:otsu1819@city.otsu.lg.jp